

羽の情報便



消費税増税対策について

消費税は、今年の4月以降の取引については8%と決定し、来年の10月以降の取引については10%となる可能性があります。2年後にはなんと現在の税率の2倍です。

そこでまずは、納税額を現状の数値で構いませんので、試算してみましょう。試算であっても、将来増える税負担額が数字として見えるようになれば、何らかの対処の方法が見えて来るものです。資金計画に、この消費税増税分を織り込んで計画を練り直していきましょう。また、納税資金の確保としては以下の対処法が考えられます。

(対処法1: 消費税用の納税口座を開設する)

金融機関で口座を新しく作り、年間の消費税額を12分の1にした金額程度を毎月預金していく方法です。この口座はどんなに苦しくても手を付ける順序は1番最後にして、納税の時以外は取り崩さない覚悟で貯めていきます。一見地味ではありますが、実行できればかなり効果がある方法です。また、現在免税事業者である場合でも、納税業者だと仮定して消費税額を試算し、免税事業者時代から消費税貯金をする癖をつけるのも良いかも知れません。

(対処法2: 入金・支払いを見直す)

大概は仕入の支払いが先行し、売上の入金は後になるものです。これが資金繰りを苦しくする要因の1つとなっていますが、現行の得意先にいきなり支払条件を早くしてほしいとか、仕入先に支払条件を遅くしてほしいと言ってしまうと、信用不安を引き起こしてしまう可能性もあります。そこで、これから新しい得意先ができた場合には、入金・支払条件を自社に有利なものにしてもらうことを検討します。

(対処法3: 価格への転嫁をきちんと行う)

消費税増税にあたって1番難しい問題が、価格への転嫁です。消費税が上がったのですから、その分はきちんとお客様から頂戴しないといけません。取引上も消費税分の値引きを強要したりすることはいけないことになっていきますが、主要な得意先から要求があつて、受け入れなければならない状況に陥ることもあるかもしれません。そうした事態に備え、どうしても転嫁できそうにない場合でも、消費税分を値引きするのではなく、自社の経営努力で原価を抑える余地はないのかなども検討しましょう。

(対処法4: 現在滞納消費税がある場合は早めに解消をする)

何らかの事情で消費税を滞納している場合には、早めに消費税の滞納を解消できるようにしておきましょう。税務署の担当者や打合せをして計画的に返済していく等しておかないと、税率が上がった場合、さらに延滞税額が増えてしまい、経営を圧迫することになりかねません。

(対象法5: 消費税の中間申告制度を活用する)

消費税の中間申告制度は、直前の課税期間の消費税が48万円を超える事業者については、一定額をあらかじめ税務署へ納税しておき、実際の決算・申告の際にその前払分を差し引いた残りの分を納税するというものです。今回の改正により、個人事業者の場合はH27年分から、法人の場合はH26年4月1日以後に開始する課税期間から、中間申告の要件を満たしていない事業者でも、年に1度、中間申告・納付をしても良いことになりました。1年分の消費税をまとめて支払うよりも、税額が大きくなりそうな場合には中間申告をして消費税を前払いしておいた方が、資金繰りに苦しまずに済む場合もあります。

当社の運営サイトのご紹介

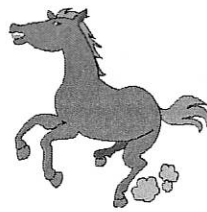
- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

今月のコラム



今年も新しい一年がスタートしました。そしてこの「羽の情報便」もお陰様を持ちまして、ちょうど二〇〇号を迎えることとなりました。月一のペースなので、八年四カ月が経過したことになります。皆様のおかげで、今日の日を迎えることが出来ました。ありがとうございます。今後も二〇〇号に向けて、スタッフ一丸となって頑張っております。今年も新しい一年がスタートしました。そしてこの「羽の情報便」もお陰様を持ちまして、ちょうど二〇〇号を迎えることとなりました。月一のペースなので、八年四カ月が経過したことになります。皆様のおかげで、今日の日を迎えることが出来ました。ありがとうございます。今後も二〇〇号に向けて、スタッフ一丸となって頑張っております。今年も新しい一年がスタートしました。そしてこの「羽の情報便」もお陰様を持ちまして、ちょうど二〇〇号を迎えることとなりました。月一のペースなので、八年四カ月が経過したことになります。皆様のおかげで、今日の日を迎えることが出来ました。ありがとうございます。今後も二〇〇号に向けて、スタッフ一丸となって頑張っております。



会計経理事務コストを大幅カット!

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆ 記帳代行サービス料金

個人： 入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人： 入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆ 伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～
◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



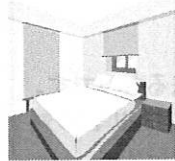
本年もどうぞよろしく
お願いします!



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
<http://www.plus-management.jp>



お客様からのQ & A



自己または扶養親族のために支払った医療費は、医療費控除として所得から差し引くことができま
す。計算は、控除額Ⅱ（一年間に支払った医療費・保険などで補
はれる金額）（十万円もしくは
は総所得金額の5%とのいずれ
か少ない方）となり、医療費
控除の範囲は通常の診療費、治療
費、医薬品代のほかに通院費用、
義手などの費用などが含まれま
す。ご質問のケースは個室、いわ
ゆる差額ベット代です。医師が治
療上必要と認めた場合は医療費
控除の対象になります。この場
合は自己の都合でそうしたわけ
です。通常、相部屋との差額は
控除の対象にはなりません。

交通事故で二ヶ月ほど入院しまし
た。仕事の関係で来訪者も多く途
中、相部屋から個室に移りまし
た。この場合、個室料も医療費控
除の対象になるのでしょうか？

税金・保険のまめ知識（第79回） 社会保険料削減「入社日と退職日には注意！」

従業員の入社日と退職日は、会社が負担する社会保険料の納付額に関わってきます。もし、従業員1人だけの
ことならまだしも、これが5人、10人となると会社の負担もかなり大きなものとなります。

まず、健康保険と厚生年金保険の加入日（資格取得日）は入社日となります。また、資格喪失日は退職日の
翌日です。そして、保険料は資格取得日の属する月から発生し、喪失日が属する月の前月まで徴収されます。
さらに、保険料は月毎に徴収されることになっています（日割りではありません）。
このとき、入社日が月中のどの日であっても1カ月分の保険料が発生するという事に注意して下さい。

これを踏まえて、社員の入社日について考えてみますと、保険料は月毎に徴収されますので、入社日が属す
る月には保険料が発生します。つまり月末に入社した場合でも、その月の分の保険料をまるまる支払わなけれ
ばならないことになってしまいます。よって、入社日は月の初めとするのが理想です。

また、社員の退職日について考えてみますと、月末に退職した社員の資格喪失日は、翌月の1日となりま
す。保険料は「喪失日が属する月の前月」まで徴収されますので、保険料は「退職した日の属する月」まで発
生することになります。しかし、退職日を月末の1日前とすることにより、保険料は「退職した日の属する月
の前月」までしか徴収されないことになり、社会保険料の削減が図れるのです。

（入社日と退職日についての具体例）

- (1) 3月31日入社、7月31日退職の場合
・社会保険料の徴収は3月～7月分まで⇒保険料は5カ月分
- (2) 4月1日入社、7月31日退職の場合
・社会保険料の徴収は4月～7月分まで⇒保険料は4カ月分
- (3) 3月31日入社、7月30日退職の場合
・社会保険料の徴収は3月～6月分まで⇒保険料は4カ月分
- (4) 4月1日入社、7月30日退職の場合
・社会保険料の徴収は4月～6月分まで⇒保険料は3ヶ月分

最も社会保険料の負担が大きいのは（1）のパターンです。

（1）の入社日と退職日を1日ずつ変更して、（4）のパターンとすることによって、2カ月分もの社会保険
料を削減させることができます。

（1）と（4）での在職期間は2日しか違いません。



1月の税務カレンダー

- 1月10日（金）
前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 1月31日（金）
・前年11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消
費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税＞
・源泉徴収票の交付
・支払調書の提出
・固定資産税の償却資産に関する申告
・2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に
係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
・5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税
法人事業税・法人住民税＞（半期分）

- ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税
地方消費税＞
- ・消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3
月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- ・消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除
く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は
2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
- ・給与支払報告書の提出
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）
- ・給与所得者の扶養控除等の申告書の提出



生命保険の基礎知識 (15)

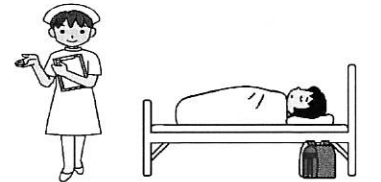
～保険の約款を読んだことありますか？～

通院と日帰り入院の違い

通院は、医師による治療が必要な外来や往診による治療のことで、日帰り入院は、入院基本料などが必
要になる入院日と退院日が同じ日の入院のことで、

最近の医療保険は、日帰り入院でも給付金が出るようになっていますが、通院の場合には出ないのが一
般的です。入院後の通院については通院給付金特約でカバーできますが、始めから通院だった場合に
は、医療保険による給付金は期待できません。

深夜1時に緊急入院し、夕方に退院したような場合は、日帰り入院ですが、深夜11時に入院し、次の日の
夕方に退院したような場合には、1泊2日の入院になりますので、入院給付金は2日分支給されます。



ちよっとコーヒーブレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (53)

「すみません」と「すいません」の違い



「すみません」の方が正しい表現です。

「すいません」は「み」の音が「イ音便化」したことで生じた言い方です。

「すみません」は漢字で書くと「済みません」となります。

この「済みません」にある動詞「済む」は、動詞「澄む」と語源を同じくします。

つまり、「すみません」という表現は、「相手に失礼なことをしてしまい、このままでは自分の気持ちが澄ま
ない」という気持ちを表したものです。

そのため、「謝罪」の時だけでなく、「感謝」の時にも「ありがとう」と言う代わりに用いられることがあり
ます。

これは「相手にしてもらった好意に対し、このままでは自分の気持ちが澄まない」と意思から生じ
たものです。

